

市県民税額の計算例

例1：給与収入500万円（本人・妻・子2人）の場合

年度		市・県民税	所得税	合計
18	実際の税額	73,000	116,000	189,000
↓ 定率控除が廃止されるため負担は19,000円増えますが、税源移譲の税率変更による「市県民税+所得税」の合計は変わりません。				
19	税源移譲前	79,000	129,000	208,000
	税源移譲後	143,000	65,000	208,000

実際の税額

例2：年金収入250万円（本人・妻）の場合

年度		市・県民税	所得税	合計
18	実際の税額	34,000	48,000	82,000
↓ 定率控除が廃止されるため負担は8,000円増えますが、税源移譲の税率変更による「市県民税+所得税」の合計は変わりません。				
19	税源移譲前	36,000	54,000	90,000
	税源移譲後	63,000	27,000	90,000

実際の税額

（注）例1、例2とも一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています

- 新税率の適用は -

所得税では

勤務先で源泉徴収される方は、平成19年1月分の給料から
自営業の方は、平成20年2月の確定申告時に

市・県民税では

平成19年6月分から

申告に向けて 準備するもの

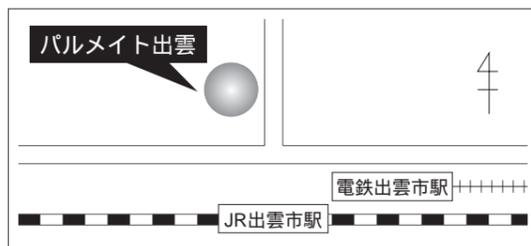
平成19年の申告に向けて、次の準備が必要です。

- ・給与所得の方は「源泉徴収票」
- ・公的年金等の所得の方は「源泉徴収票」
- ・簡易保険、生命保険等の満期金や個人年金の支払証明書
- ・不動産所得は「固定資産税の課税明細書」や「領収書」
- ・社会保険料控除については国民健康保険料・国民年金等の支払証明書
- ・医療費控除については「病院などの領収書」

平成18年分申告の中央会場が変わります

今年度の所得税の確定申告と市・県民税の申告（平成19年2月16日～3月15日）の中央会場は、「パルメイト出雲」で行います。

各支所管内の申告会場や「年金所得申告の説明会」、「農業所得申告の説明会」の日程については、1月の広報いずもでお知らせする予定です。



市・県民税についてのおたずねは

市民税課市民税係 TEL 21-6523 湖陵支所 TEL 43-1214 大社支所 TEL 53-3115
平田支所 TEL 63-5552 佐田支所 TEL 84-0115 多伎支所 TEL 86-3116

税源移譲



「来年から、税金の仕組みが大きく変わるらしいよ」

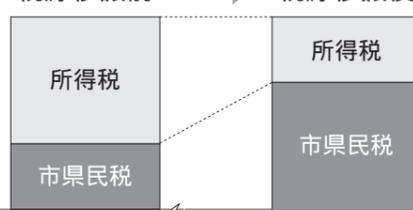
「えっ、税金が上がるんですか？」

そんな、会話を聞いた出雲太郎さんと花子さん。ちょっと心配になった花さんは、市役所で詳しく聞いてみることにしました。

「来年から税金の仕組みが変わるって聞いたのですが、本当ですか？」
「はい、確かに所得税から市・県民税への税源移譲が行われ、税率が変わります。国（所得税）と地方（市・県民税）の配分を変えて、地方が行政サービスを効率的に行えるようにするものです。それでは、やっぱり税金が高くなるのですね。いいえ、税源移譲に伴って、市・県民税が増え、所得税が減ることになります。両方あわせて税負担は変わりません。次の表を見てください。」

1 市・県民税（7.5%、上限2万円）、所得税（10%、上限12万5千円）の定率控除がなくなります。

税源移譲前 → 税源移譲後



所得税と市県民税の合計額は変わりませんが、市県民税の配分が増え、その分所得税は減ります。

「そうなんです。よく分かりました。ただし、税源移譲のほかに、定率控除の廃止（1）などの税制改正も行われることになっています。この影響で、所得が変わらなくても、税額が変わることがありますので、ご注意ください。」

市県民税所得割の税率が変わります

平成19年度からは課税所得（2）に対し一律10%（市民税6%、県民税4%）の税率で税額を算出します。

2 課税所得とは給与や年金、事業収入などの「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除などの諸控除を差し引いた後の金額です。

市県民税所得割の税率

